

令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務に関する総合評価落札方式実施要領

この要領は、令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務「（以下、「委託業務」という。）」を実施するにあたり、総合評価落札方式（書面審査）により最も優れた事業者を選定するため、必要な手続きを定めるものとする。

1. 実施概要

- (1) 名称：令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務
- (2) 発注者：知内町
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和6年1月31日（金）まで
- (4) 業務仕様：別紙「令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 選定方法：総合評価落札方式（簡易型）
- (6) 予定価格：4,937,793円（消費税及び地方消費税含む）（上限額）
- (7) 契約方法：知内町と落札者は知内町財務規則に基づき契約を締結する。
- (8) 担当部署：
所在地 〒049-1103 上磯郡知内町字重内 21 番地 1
担当部署 知内町役場 政策調整課 森
電話 01392-5-6161（内線 35）
Eメール zero_carbon@town.shiriuchi.hokkaido.jp

2. 参加資格要件

総合評価落札方式に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、単体法人及び複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知内町での入札参加の資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 知内町暴力団排除条例（平成25年条例第23号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者（予定者を含む。）を従事させることができる者であること。
- (8) 申請時点でプライバシーマークを取得している又は、ISMSの認証を取得している、あるいは個人情報の機密情報等の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (9) 本業務を一括再委託しない者であること。

- (10) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (11) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加するものでないこと。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3. スケジュール（予定）

質疑の提出期限	令和6年6月17日（月）12:00 まで
質疑に関する回答	令和6年6月18日（火）
参加申込期間	令和6年6月20日（木）17:00 まで
企画提案者の決定	令和6年6月21日（金）
企画提案書等の提出期間	令和6年7月1日（月）15:00 まで
審査結果の公表	令和6年7月4日（木） 予定
委託契約締結	令和6年7月上旬予定

4. 配布書類

(1) 配布期間

令和6年6月13日（木）から令和6年6月20日（木）17:00 まで

(2) 入手方法

知内町ホームページからダウンロードすること

[町ホームページ] <https://www.town.shiriuchi.hokkaido.jp/>

(3) 配布書類一覧

- ・ 令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務仕様書
- ・ 質疑書（様式1）
- ・ 参加申込書（様式2）
- ・ コンソーシアム協定書（様式3）
- ・ 誓約書（様式4）
- ・ 使用印鑑届（様式5）
- ・ 企画提案書（様式6）
- ・ 参加辞退届（様式7）

5. 質問及び回答

(1) 提出方法

質疑書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

※メールの件名には、質問の回数と会社名を明記すること。

なお、質疑書提出後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期間

令和6年6月17日（月）12:00 までとする。

(3) 回答方法

令和6年6月18日（火）にメールにより返信する。

(4) 提出先アドレス及び確認先電話番号

知内町役場 政策調整課 メールアドレス: zero_carbon@town.shiriuchi.hokkaido.jp

電話番号: 01392-5-6161（内線 35）

6. 参加申込み

本業務への参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式2）
- ②コンソーシアム協定書（様式3）の写し※参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、提出すること。
- ③業務体制表（任意様式）※契約締結後における業務の実施体制（責任者、ラインアプリ担当者、催事担当者及び物流担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
- ④業務体制全体図（任意様式）※業務体制の全体がわかるものを提出すること。
※令和5・6年度知内町競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者の場合は、上記提出書類に加え、下記の書類を添付すること。
- ⑤会社概要書（任意様式）※事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。
- ⑥従業員名簿
- ⑦法定保険加入状況一覧表
- ⑧誓約書（様式4）
- ⑨登記事項証明書（写し可）※申請日前3ヶ月以内に法務局から発行された履行事項全部証明書
- ⑩印鑑証明書（写し可）※申請日前3ヶ月以内に法務局から発行されたもの
- ⑪使用印鑑届（様式5）
- ⑫納税証明書（市町村税、都道府県税、消費税及び地方消費税）
- ⑬委任状（任意様式）※支店等を代理人とする場合
※参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、全ての構成員における③～⑫の書類を提出すること。

(2) 提出部数

提出部数は正本1部とする。

(3) 提出期間

令和6年6月20日（木）17:00までとする。

(4) 提出方法

直接持参 又は 郵送（特定記録郵便などの配達記録の残る方法とすること。）

(5) 提出先

〒049-1103 上磯郡知内町字重内 21 番地 1
知内町役場 政策調整課 森
電話 01392-5-6161（内線 35）

7. 一次審査（企画提案者の選定）

(1) 審査の手順

参加申込みのあった者について、令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務提案者選定委員会(※)にて提出書類を審査し、企画提案者を選定する。

〔※ 令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務は、建設工事入札参加者指名選考委員会（建設工事入札参加者指名選考委員会規定(昭和59年4月1日付け規定台2号)）とする。〕

(2) 選定結果

企画提案者の選定結果は、参加申込み期間に参加申込みをしたすべての事業者電子メールにて通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式6）及び企画提案書別紙（任意様式）

a 別紙仕様書のもと、以下の項目について提案を行うこと。

ア 公式ラインアプリに関する事項

- ・開設に関する事項
- ・仕組み及び機能に関する事項
- ・情報発信内容に関する事項
- ・運用体制に関する事項
- ・利用状況等分析に関する事項

イ 事業の情報発信に関する事項

- ・情報発信媒体に関する事項
- ・回数に関する事項

ウ 催事に関する事項

- ・地場製品の販売に関する事項
- ・関係人口の交流イベントに関する事項
- ・ふるさと札幌会に関する事項
- ・調達備品等に関する事項
- ・食料等保管に関する事項
- ・イベントスタッフ人員に関する事項
- ・決済方法に関する事項

エ 経費に関する事項

- ・事業経費に関する事項（見積書を添付）

オ その他

- ・独自提案に関する事項

(2) 作成上の留意点

- ①原則、簡易なA4ファイルで提出すること。
- ②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とし、15ページ以内とすること。複数ページとなるときは、ステープラー等で固定すること。
- ④文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ⑤提案書の印刷の色は、カラーとする。
- ⑥提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- ⑦使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑧提案書の表紙には、それぞれ、タイトル「令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務」、提出年月日を記載し、会社名・会社印、代表者名・代表者印（以下「会社名等」という。）を記名押印すること。※副本に会社名等は、記載しないこと。
- ⑨見積書には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- ⑩提案書の各ページには、社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

(3) 提出部数

提出部数は正本1部、副本10部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）を提出すること。

(4) 提出期間

令和6年7月1日(月)15:00までとする。

(5) 提出方法

直接持参 又は 郵送(特定記録郵便などの配達記録の残る方法とすること。)

(6) 提出先

〒049-1103 上磯郡知内町字重内2-1番地1

知内町役場 政策調整課 森

電話 01392-5-6161(内線 35)

9. 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、総合評価への参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届(様式7)

(2) 提出期限

令和6年7月2日(火)15:00までとする。(郵送の場合、必着)

(3) 提出方法

直接持参または郵送(簡易書留郵便に限る)

(4) 提出先

〒049-1103 上磯郡知内町字重内2-1番地1

知内町役場 政策調整課 森

10. 二次審査(落札者の選定)

(1) 審査の手順

①二次審査は一次審査を通過した者に対して、仕様書に基づく業務の内容について、令和6年度しりうち関係人口構築事業委託業務企画提案者選定委員会において、企画提案書を書面により審査を行い、合計点の最も高い者を落札者とする。

②審査結果は、令和6年7月4日(木)(予定)に、知内町ホームページで公表するとともに、参加したすべての企画提案者に電子メール及び文書により通知する。
なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

11. 契約の手続き

知内町と落札者は、知内町財務規則に基づき契約を締結する。

落札者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、落札者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

12. 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

(1) 総合評価実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。

(2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。

- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 知内町財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) その他、知内町職員の指示に従うこと。

13. 留意事項

- (1) 総合評価に要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務の総合評価に係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、公表しない。
ただし、情報公開請求があった場合、知内町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が委託料上限額を超えている場合
 - ⑤選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 見積書、提案書その他総合評価において使用する言語は、日本語に限る。また、見積金額等は、日本国通貨による表示に限る。

14. 評価基準

技術評価項目	評価基準
ア. 公式ラインアプリに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設に関する事項 ・ 仕組み及び機能に関する事項 ・ 情報発信内容に関する事項 ・ 運用体制に関する事項 ・ 利用状況等分析に関する事項
イ. 事業の情報発信に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信媒体に関する事項 ・ 回数に関する事項
ウ. 催事に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場製品の販売に関する事項 ・ 関係人口の交流イベントに関する事項 ・ ふるさと札幌会に関する事項 ・ 調達備品等に関する事項 ・ 食料等保管に関する事項 ・ イベントスタッフ人員に関する事項 ・ 決済方法に関する事項
エ. 経費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経費に関する事項（見積書を添付）
オ. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自提案に関する事項